

公益社団法人空気調和・衛生工学会
役員の報酬・退職金に関する規程
平成 23 年 7 月 14 日 理事会制定
令和 3 年 5 月 17 日 社員総会決議

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会(以下、「当法人」という)の役員の報酬等ならびに費用に関する必要な事項を定め、一般社団法人および一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)ならびに公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 21 条に規定する理事および監事とする。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち当法人を主たる勤務先とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事および監事のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 項第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)および手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬等の支給)

第 3 条 常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、第 4 条に規定する役員報酬および第 8 条に規定する退職金を支給する。
- 3 非常勤役員には、報酬および退職金は支給しない。

(役員報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤役員の報酬は、国家公務員指定職俸給表 3 号および手当の相当額を上限とし、当法人の財務状況等を考慮し会長が定め、理事会の承認を得て決定する。

(通勤手当)

第 5 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ通勤手当を支給する。

(地域手当)

第6条 常勤役員には、国家公務員が定める地域手当1級地を支給する。

(費用)

第7条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(退職金)

第8条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。但し、出向者等へは支払わないものとする。

2 常勤役員に対する退職金は、退任時に支給された役員報酬月額に在任年数を乗じた額を支給するものとする。ただし、その額は、1,000万円を上限とし、理事会の承認を得て決定する。

3 在任年数の算定は、就任の日から退任の日までとし、1ヶ月未満の場合は月割で計算し、1ヶ月未満の場合はこれを1ヶ月に繰り上げて計算する。但し、出向等の場合は在籍年数の算定から除外する。

(報酬の支給日)

第9条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等は、通貨をもって役員本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことを原則とする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第11条 当法人は、本規程をもって、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第12条 本規程の改廃は、副会長が起案し理事会の承認を得て、社員総会の決議を得るものとする。

附 則

- ①本規程は、平成 23 年 7 月 14 日の特例民法法人(社団法人) 空気調和・衛生工学会の理事会において制定するが、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。
- ②令和 3 年 5 月 17 日の第 94 期社員総会の承認を受け同日より施行する。